

伊達市の給与・定員管理等について

伊達市総務部職員法制課職員係

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度 の人件費率
令和 3年度	人 32,901	千円 20,139,566	千円 1,145,341	千円 2,555,627	% 12.7	% 11.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

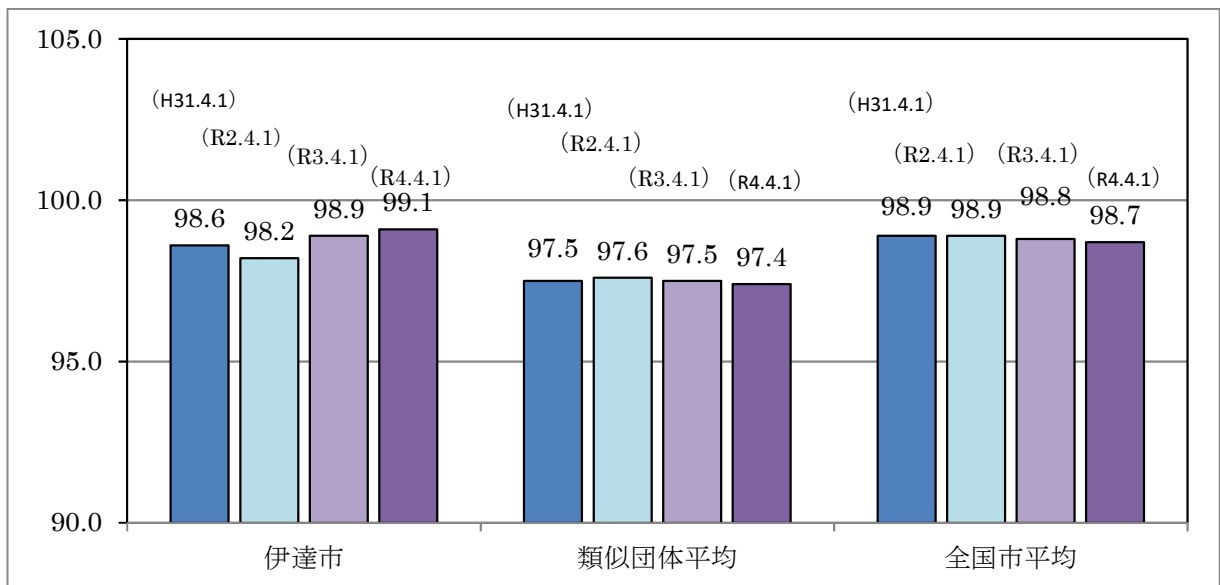
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 3年度	人 256	千円 935,046	千円 191,701	千円 368,430	千円 1,495,177	千円 5,841	千円 5,845

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】平成27年4月1日

【内容】給料表について、国の見直し内容に準じて平均2%の引下げ。若年層を据え置く一方で、高齢層については最大4%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② その他の見直し

【単身赴任手当】国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日、平成28年4月1日実施）

【管理職員特別勤務手当】国の水準を参考に見直しを実施（平成27年4月1日実施）